

神奈川県における「女性活躍推進法の施行に伴う認定一般事業主等に対するインセンティブ付与」の取組みについて

1 経緯

平成 27 年 9 月 4 日に公布・施行された女性活躍法第 20 条における女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与について、庁内で検討を行った。

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

<認定一般事業主とは>

- ・ 常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主は、事業主行動計画を都道府県労働局に届出する必要がある。
- ・ 届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は、別途、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる（申請から 1 ヶ月以内の間に認定）。
- ・ 届出事業所は 5 つの認定基準（「採用の基準」「継続就業の基準」「労働時間等の基準」「管理職比率の基準」「多様なキャリアコースの基準」）中、満たしている基準の数などにより、「星 1 つ（認定基準 1～2 つ）」「星 2 つ（認定基準 3～4 つ）」「星 3 つ（認定基準 5 つ）」の 3 段階の認定が受けられる。

2 国の取組指針

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日）のポイント
 - ⇒（基本的な考え方）女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的とする。
 - ⇒（ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価）価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式（プロポーザル））を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業）を加点評価する。実施時期は平成 28 年度中に原則開始とする。
- 上記取組指針については、平成 28 年 3 月 25 日に国が「技術的助言」を地方自治体に発出し、国としては、県が別途独自の取組をするのであれば、差し支えないとしている。

3 県における入札の方法及び入札参加資格審査について



入札契約制度の概要

		予定価格							特定調達(WTO)適用基準		
		5万円		10万円		20万		50万		80万円 100万円 160万円 250万円	
		(未満)		(未満)		(未満)		(未満)		(未満)	
		※あつせんは支出負担行為限度額に該替え								(超)	
										(以上)	
工事に使用する物件以外の物件の買入れ	本庁	随意契約 見積合せ 省略可	随意契約 見積合せ	指名競争入札 あつせん				随意契約 オープンカウンター方式見積合せ (支出負担行為限度額160万円以下)	条件付一般競争入札 あつせん	一般競争入札 (WTO) あつせん	
	出先機関			選択制							
物件の借入れ	本庁	随意契約 見積合せ	随意契約 見積合せ	指名競争入札 あつせん				条件付一般競争入札 あつせん	一般競争入札 (WTO) あつせん		
	出先機関			指名競争入札							
印刷の請負	本庁	随意契約 見積合せ省略可	随意契約 見積合せ	指名競争入札 あつせん				指名競争入札	条件付一般競争入札 あつせん	一般競争入札 (WTO) あつせん	
	出先機関			指名競争入札							
一般委託		随意契約 見積合せ省略可	随意契約 見積合せ	指名競争入札				条件付一般競争入札	一般競争入札 (WTO)		

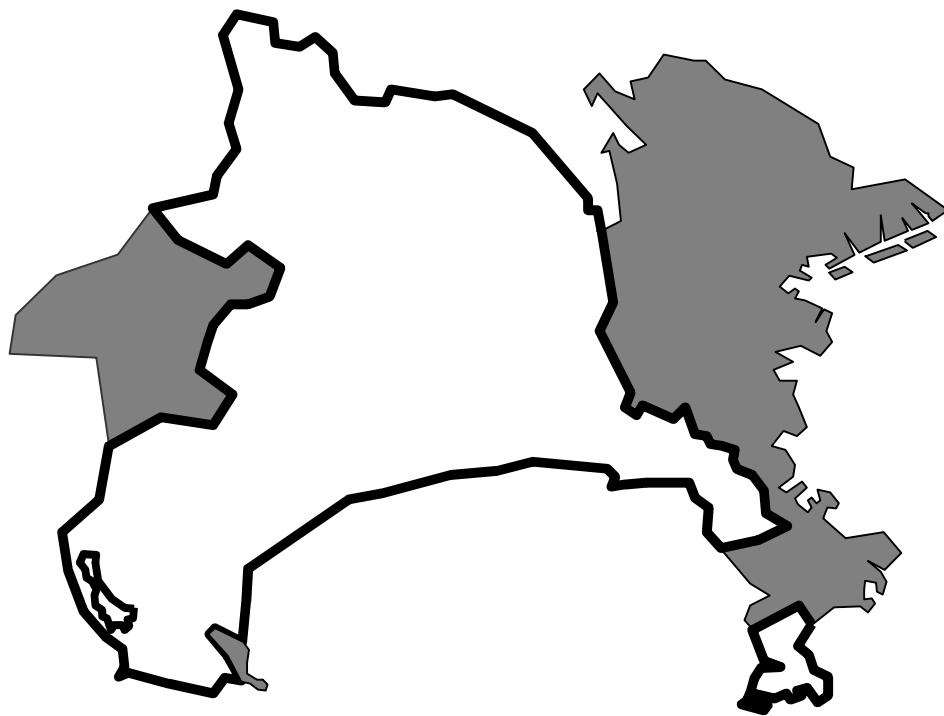
4 神奈川県の実施（関係課と調整中）

平成 29～30 年度に向けた「一般委託・物品」の入札参加資格審査において、「女性活躍推進法に基づく取組みが優良な一般事業主（えるぼし認定企業）」に対して、認定段階・事業所規模に関わらず、一律3点の得点付与を行う。

かながわ電子入札共同システム

競争入札参加資格認定

申請の手引き



共同受付参加団体

平成27・28年度競争入札参加資格認定随時申請用

第1編 競争入札参加資格の認定

第1章 競争入札参加資格とは

1 競争入札参加資格申請システムの運営

- 県・市町村・水道企業団が共同で受付 -

神奈川県及び県内28の市町村（横浜市・川崎市・横須賀市・山北町・真鶴町を除く）並びに神奈川県内広域水道企業団（以下「団体」という。）が共同で、「かながわ電子入札共同システム 資格申請システム」（以下「システム」という。）を運用しています。

団体が発注する工事契約、建設コンサルタント契約、一般委託契約や物品調達契約に係る一般競争入札等に参加しようとする業者にあつては、このシステムを活用し、入札参加資格を取得することが必要です。

認定に当たっては、県が共通審査を行い、その上で、団体がそれぞれ個別審査を行います。

2 競争入札参加資格の認定手続

団体は、申請者からシステムで送られた項目及び提出された書類を、それぞれが定める認定要件を満たしているかを確認し、入札参加資格の認定を行います。

県では、競争入札の参加者の資格に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、参加資格の要件、認定の方法、申請の手続等を定めており、それらのことを含め、審査・確認をしています。

3 入札参加資格の審査

県では、（１）申請者の資格要件の審査、（２）基本的事項の確認、（３）申請者の経営状況等の確認、（４）入札発注に当たって必要となる項目の確認、（５）システム利用に当たっての設定項目の確認などを行います。

県は、他の団体に先立って共通審査を行うとともに個別審査します。県での審査・認定が終わった後に、市町村及び企業団がそれぞれ審査（個別審査）を行います。

（１）申請者の資格要件の審査

県の入札参加資格を得るためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要です。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項の各号に該当する者
- イ 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者（同種の営業を引き続き営んでいるものと同様の事情にあると認められる者を除く。）（規則第3条第1項第2号）
- ウ 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている場合に、当該許可、認可、登録等を受けていない者（規則第3条第1項第3号）
- エ 最近1年間の事業税を完納していない者（規則第3条第1項第4号）
- オ 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納していない者（規則第3条第1項第5号）

（２）基本的事項の確認

県では、入札参加資格の申請をされた業者について、以下の基本的事項を確認しています。

- ア 申請者の商号・名称
- イ 申請者の代表者氏名
- ウ 申請者の主たる事業所の電話番号
- エ 申請者の主たる事業所の所在地
- オ 建設業許可番号（コンサルタント・一般委託・物品の申請者は除きます。）
- カ 許認可情報（工事・コンサルタントの申請者は除きます。）

（３）申請者の経営状況等の確認

県では、入札参加資格の申請をされた業者について、以下の事項を審査することで、経営状況等を確認しています。

- ア 自己資本額等（工事の申請者は除きます。）
- イ 売上実績（工事の申請者は除きます。）

- ウ 建設工事関係優秀技能者表彰等受賞者の有無（コンサルタント・一般委託・物品の申請者は除きます。）
- エ 営業年数
- オ 法定雇用率を超えた障害者雇用の有無（コンサルタントの申請者は除きます。）
- カ 子育て支援の有無（コンサルタント・一般委託・物品の申請者は除きます。）
- キ 建災防への加入の有無（コンサルタント・一般委託・物品の申請者は除きます。）
- ク 建退共への加入の有無（コンサルタント・一般委託・物品の申請者は除きます。）
- ケ ISO認証取得等の有無

（４）入札発注に当たって必要となる項目の確認

県では、入札参加資格の申請をされた業者について、発注に際して参照するために、以下の事項について審査しています。

- ア 退職金制度導入の有無（一般委託・物品の申請者は除きます。）
- イ 申請業種・細目
- ウ 受任者情報（受任者については22ページ参照）
- エ 従業員内訳情報（コンサルタント・一般委託・物品の申請者が対象）
- オ 業務経歴情報
- カ 代理店・仕入先情報（工事・コンサルタントの申請者は除きます。）
- キ 生産設備・印刷関係（工事・コンサルタントの申請者は除きます。）

（５）システム利用に当たっての設定項目の確認

県では、システムを利用していただくうえで、手続・業務の円滑化のために以下の事項を確認しています。

- ア T E C R I S会社コード（企業ID）（該当する場合のみ：（一財）日本建設情報総合センターが付与したもの）
- イ 経営事項審査受審時の建設業許可番号（許可換えが行われた場合のみ）
- ウ 申請担当者情報
- エ 申請団体情報
- オ 認定番号（仮ID）
- カ 代表者役職名

4 認定に当たっての受任者・受任地とは

かながわ電子入札共同システムにおいて、受任者とは、「入札契約に関する代理人」のことをさします。具体的には、代表者に代わって自己の名と責任において各団体との契約締結時の一切の業務を行う正規従業員（役員を含む）のことをいいます。また、受任地とは、受任者が所属し、県・各団体の仕事を受ける営業所等を指します（詳しくは22ページ参照）。

なお、工事の受任者については、建設業法上、やや複雑な規定があります。詳しくは、22ページの第2章 1（8）【工事の受任者の特例（県外本店の県内受任者と受任地）】をご覧ください。

5 等級区分を指定した認定と等級区分の変更

県では、工事のいくつかの業種について、建設業法に規定する経営事項審査の各項目と県独自の項目（主観点）を総合的に勘案し、業者の等級区分を行っています。

等級は、上位から順にA・B・C・Dの4つに分けられ、土木・建築・電気・管・舗装・造園・水道施設の7業種について行われています（なお、造園についてはA・B・Cの3等級です）。

付与された等級区分に応じて、受注できる金額が異なります。詳しくは、第2章 1（7）認定と等級区分について 神奈川県における評点と等級区分ごとの認定について（15ページ）をご覧ください。

6 入札参加資格者名簿と審査結果の通知

審査の結果は、入札参加資格者名簿に登載するとともに、内容を申請者に通知します。

(7) 認定と等級区分について

各団体は、契約の種類ごとに、完成工事高、売上高、営業年数、自己資本額など各団体の規則等で定める事項を審査した結果を総合的に勘案して、入札参加者の認定を行います。

評点について（各団体共通）

ア 工事（建設工事業）

建設業法に規定する経営事項審査の各項目等を総合的に勘案し、団体ごとに評点算出等を行います。

平成 27・28 年度の入札参加資格認定における評点算出に当たっては、原則として、審査基準日（決算日）が平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 12 月 1 日までの間の最新の経営事項審査結果を用います。

イ コンサルタント（建設コンサルタント業）

コンサルタントは評点算出等を行いません。

ウ 一般委託・物品

申請項目である売上実績等を総合的に勘案し、団体ごとに評点算出等を行います。

なお、等級区分については、各団体により異なりますので、ご注意ください。

神奈川県における評点と等級区分ごとの認定について

【建設工事業】

建設業法に規定される経営に関する客観的事項の審査を行う経営事項審査の結果と、県が独自に地域の状況に鑑みて評価する主観的項目を総合的に勘案し、等級区分を行います。

具体的には、主観的項目の評価を点数化（主観点）し、経営事項審査の総合評定値（客観点）に加算し、その合計値で総合点数を算出し、順位付けを行います。

また、土木・建築・電気・管・舗装・造園・水道施設の 7 業種にあっては A・B・C・D の等級（造園は A・B・C の 3 等級）が付与されます。

なお、当初に認定した等級認定は、認定後に経営事項審査の審査基準が改正されるなどして総合評定値が変動した場合でも、当該認定期間中に変更することはありません。

県独自の主観的項目と配点は、次のとおりです。

ア 工事成績評価

（ア）平成 21 年度から平成 25 年度における 1 件 500 万円以上の神奈川県発注工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）に対し配点します。

この場合、配点は請負工事の業種に対応する申請業種に行います。同一業種で評定点が複数存在する場合は、平均点を算出し配点します。

（イ）実績加算の事業協同組合及び経常 J V については、当該実績加算の事業協同組合及び経常 J V としての評定点を用い、前号の規定を準用します。

（ウ）経常 J V としての評定点は、経常 J V 構成員へも同一の評定点が付与されます。経常 J V 構成員にも請負工事の業種に対応し配点します。（特定 J V についても、同様の取扱いとします。）

イ 優良工事等表彰歴

（ア）平成 21 年度から平成 25 年度における県発注工事に対する優良工事知事表彰、優良工事部長表彰、災害復旧表彰、下請け業者知事表彰及び下請け業者部長表彰を受賞した工事（県発注工事が対象）を対象に、工事の業種に配点します。この場合、同一業種で複数表彰については加算しません。

【一般委託・物品】

一般委託・物品の認定は、営業種目ごとに、「営業種目別年間販売高」等について点数を積み上げ、A・B・Cの等級が付与されます。

なお、当初に認定した等級区分は、当該認定期間中に変更することはありません。

平成 27・28 年度の競争入札参加資格認定に係る点数の算出方法（一般委託・物品）は、次のとおりです。（一般業務の請負等＝一般委託）

ア 営業種目別年間販売高による得点付与（単位：円）

販売高 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
1,000 億以上	45 点	40 点	45 点	35 点
500 億以上 1,000 億未満	40 点	37 点	40 点	35 点
300 億以上 500 億未満	37 点	35 点	35 点	35 点
100 億以上 300 億未満	35 点	33 点	33 点	33 点
50 億以上 100 億未満	33 点	30 点	30 点	30 点
30 億以上 50 億未満	30 点	27 点	27 点	27 点
10 億円以上 30 億円未満	27 点	25 点	25 点	25 点
5 億以上 10 億未満	25 点	23 点	23 点	23 点
3 億以上 5 億未満	20 点	20 点	20 点	20 点
1 億円以上 3 億円未満	15 点	15 点	15 点	15 点
5,000 万以上 1 億未満	10 点	10 点	10 点	10 点
3,000 万以上 5,000 万未満	5 点	5 点	5 点	5 点
1,000 万以上 3,000 万未満	3 点	3 点	3 点	3 点
1,000 万未満	0 点	0 点	0 点	0 点

第一希望の営業種目でその売上が総売上高の 50% を超える場合は、一律 5 点加算します。ただし、物件の借入れにあっては、10 点とします。

イ 自己資本額による得点付与（単位：円）

自己資本額 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
30 億以上	10 点	10 点	10 点	10 点
10 億以上 30 億未満	10 点	7 点	7 点	10 点
1 億以上 10 億未満	7 点	7 点	7 点	7 点
5,000 万以上 1 億未満	7 点	5 点	5 点	7 点
3,000 万以上 5,000 万未満	5 点	3 点	3 点	5 点
1,000 万以上 3,000 万未満	5 点	0 点	0 点	5 点
300 万以上 1,000 万未満	3 点	0 点	0 点	3 点
300 万未満	0 点	0 点	0 点	0 点

ウ 営業年数による得点付与

営業年数 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
50 年以上	10 点	10 点	5 点	10 点
40 年以上 50 年未満	7 点	7 点	5 点	7 点
30 年以上 40 年未満	6 点	6 点	4 点	6 点
20 年以上 30 年未満	5 点	5 点	3 点	5 点
10 年以上 20 年未満	4 点	4 点	2 点	4 点
5 年以上 10 年未満	3 点	3 点	1 点	3 点
5 年未満	0 点	0 点	0 点	0 点

エ 従業員数による得点付与

従業員数 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
300人以上	10点	15点	10点	10点
100人以上 300人未満	10点	13点	10点	10点
50人以上 100人未満	7点	10点	7点	10点
30人以上 50人未満	7点	7点	7点	7点
10人以上 30人未満	5点	5点	5点	5点
5人以上 10人未満	3点	3点	3点	3点
5人未満	0点	0点	0点	0点

オ 自己資本比率による得点付与

自己資本比率 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
40%以上	10点	10点	10点	10点
30%以上 40%未満	7点	7点	7点	7点
20%以上 30%未満	5点	5点	5点	5点
10%以上 20%未満	3点	3点	3点	3点
10%未満	0点	0点	0点	0点

カ 流動比率による得点付与

流動比率 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
150%以上	10点	10点	10点	10点
140%以上 150%未満	7点	7点	7点	7点
130%以上 140%未満	6点	6点	6点	6点
120%以上 130%未満	5点	5点	5点	5点
110%以上 120%未満	4点	4点	4点	4点
100%以上 110%未満	3点	3点	3点	3点
100%未満	0点	0点	0点	0点

キ 機械設備等の額による得点付与（単位：円）

機械設備等の額 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
1億以上				10点
5,000万以上 1億未満				7点
3,000万以上 5,000万未満				5点
500万以上 3,000万未満				3点
500万未満				0点

ク 環境配慮への取組に対する得点付与

環境配慮への取組状況 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
本店又は県内の事業所におけるISO14001認証取得	3点	3点	3点	3点
本店又は県内の事業所におけるエコアクション21認証取得	3点	3点	3点	3点

ISO14001認証取得者がエコアクション21認証取得をしている場合には、エコアクション21認証取得の点数は加算しません。

ケ 障害者雇用状況に対する得点付与

障害者雇用状況 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
競争入札参加資格申請書の雇用率が2.0%以上	3点	3点	3点	3点

(注)

- 1 印刷等の業種とは、競争入札参加資格の申請の受付に係る公示に示された営業種目（以下「営業種目」という。）のうち「オフセット印刷」、「軽印刷」、「端物印刷」、「フォーム印刷」、「特殊印刷」、「縫製品」、「発電用機器材」及び「運搬・保管の請負」を言います。
- 2 営業種目別年間販売高 = (直前第1営業年度売上高 + 直前第2営業年度売上高) ÷ 2
- 3 従業員数とは、申請日現在において、申請者が直接かつ恒常的に雇用している正規従業員数を言います。
- 4 自己資本比率 = 自己資本額 ÷ 総資産額
 自己資本額 法人の場合 純資産
 個人の場合 元入金 + 本年利益 + 事業主借 - 事業主貸
- 5 流動比率 = 流動資産額 ÷ 流動負債額

平成 27・28 年度の競争入札参加資格認定に係る等級区分は、次のとおりです。

等級 / 営業種目	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
A	61 点以上	68 点以上	68 点以上	66 点以上
B	20 点から 60 点	23 点から 67 点	24 点から 67 点	16 点から 65 点
C	19 点以下	22 点以下	23 点以下	15 点以下